

第五十一回 参議院商工委員会會議録第十号

昭和四十一年三月十日(木曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 赤間 文三君
豊田 雅孝君
柳田桃太郎君
近藤 信一君

委員

岸田 幸雄君
剣木 亨弘君
近藤英一郎君
宮崎 正雄君
吉武 恵市君
小柳 勇君
永岡 光治君
鈴木 一弘君
向井 長年君

政府委員

法務大臣 石井光次郎君
通商産業大臣 三木 武夫君
法務省民事局長 新谷 正夫君
通商産業政務次官 堀本 宜実君
通商産業省重工業局長 川出 千速君
通商産業省重工業局長 赤澤 璋一君
通商産業省鉱山局長 大慈彌嘉久君
消防庁次長 川合 武君
事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

説明員

法務省刑事局刑 伊藤 栄樹君
事課長
通商産業省企業 中川理一郎君
局産業立地部長
運輸省航空局監 町田 直君
理部長

本日の会議に付した案件

○土地又は建物に関する計量単位の一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(昭和四十一年度通商産業省の施策に関する件)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会におきまして協議いたしました事項につきまして御報告をいたします。

今日は、土地又は建物に関する計量単位の一に伴う関係法令の整備に関する法律案の審議を行ないました後、通商産業省の施策に関する質疑を行なうことにいたしましたので御了承願います。

○委員長(村上春藏君) 土地又は建物に関する計量単位の一に伴う関係法令の整備に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○永岡光治君 きょう通産大臣がお見えになりましたから、基本的な問題で二、三端にお伺いいたしますから、大臣のほうも端的にひとつお答えいただけますかと思うのです。

いま問題になっておりますのは土地と建物に関する計量単位、つまりは坪というものをこれをメートル法に変える。他の距離とか目方というよりなものは全部これはメートル法になっておる

わけです。残ったのはこの土地、建物ということだけです。そこで、私も言うまでもないことですが、政治というものは国民に不便を与えないように政治をやっているかぬと思ふのです。国民が反対している以上は、それを納得させる積極的な具体的な理由が示されて、協力を求めなければならぬと思ふのです。そこで、いま土地、建物の坪をメートル法に変えるということになると、たとえは一坪が三・三平方メートルということになるわけですが、そういう頭の切りかえというものが、取引業者はもとよりであります。特に大工さんあたり非常に困っております。そういうような話も聞くのです。しばしば私どもにもその陳情があるわけですが、私さういふ観点から聞きたいのは、いまこれをメートル法にしなればどういふ弊害が起きているのか、それでメートル法にすればどういふ利益があるのか、それをほかにかけて、てんびんにかけて、どういふ弊害があつてどういふ利益があるか、具体的に私はここで大臣から明示していただきたい、これです。

○国務大臣(三木武夫君) 永岡さんなんかもメートルですでに頭にお入りになると思ふのです。実際私らでは、やはり計算しなければならぬという不便がある。しかし、やはり国際的に尺貫法というものは通用性がなく、また非常に計算も複雑ですから、いつかは切りかえのときというものは——やはりほろつておけばいつまでも変わらぬですね。そこにやはり、これが若い人たちの間は、もうわれわれの子供たちなどは、みな尺貫といつたらそのほかに混乱が起るんで、しかもそのことが国際的にも通ずるし、また覚え込んだら計算も単純であるということ、ただわれわれは、尺貫になつてきたので切りかえの混乱ということだけであつて、もしこれをのみ込んだとしたらば、このほうがずっと日常生活にも便利でありますか

ら、いつかはやっぱり踏み切らざるを得ない。これは踏み切らぬということになつてくると、やはり相当な年齢層というものはいつまでたつても便利ですから切りかえがつかぬ。そういう点でそのことに利点があるとするならば、一べんここで踏み切つたほうがいいということでございます。

○永岡光治君 まあこの前の一昨日の質問の答弁と大体軌を一にする大臣の答弁ですが、これは歴史的に見ますと、大正十年からできまして非常に長い。何十年も十年とか二十年とか、また五年延ばすというふうにずうつと延ばしてきているんです。ということは、どうもそれだけ国民になじまない単位であるという問題がそこに裏を返せばあつたのじゃないかと私は想像するわけですね。そこで大臣は、この際切りかえと、こういうわけですが、それならば一体政府みずからの学校教育でもまだヤードを使つておるじゃないか、競技のほうもそれはおかしいじゃないか。坪くらしいことは切りかえできません。言つてみれば坪だけですから。坪の取引というのは日常生活にあまり出てこない。家を賣るときとか、土地を賣るときとか、個人としては出てくるわけですが、大工さんにしてはだいたい困つておることは事実なんです。ね。どうもなかなかそれだけでは積極的な理由がまだまだ抽象的だと思ふのです。いつか切りかえなければならぬという大臣の答弁、私もそれに賛成です。そこで私はこの前法務省のほうに聞きまして、五年前で切りかえようというところになつておつたのだが、大蔵省が言うことを聞かないから十年で切りかえようというところで十年に延びたわけですね。それならば国民に一生懸命PRして、大体ここあたりならよからうというのが必ず近いうちくるが、そういう努力をするいまは段階ではないか。昭和三十三年末ですか、なんか三十三年の法律できめて、四十一年に土地、建物は踏み

切るんだぞという法律になっておったのだが、その間に一体どういふPRをし、どういふ啓蒙をしたのかというところになると、残念ながらやっではないのです。政府は、通産省では昨年、四十年でこの問題についてPRにどのくらい予算を取ったかというところを三千万円です。それでPRが一体できるかというわけですね。これは事は簡単によりですけれども、生活権に關係する人がかなりおるわけですね。そこで、それならば政府の怠慢じゃないか。三千万円でもなく、三千万円くらい使つても一年くらいやってみるというところなら、大体このくらいならばできるというのに近いところになるが、一般の生活権を脅かされるというところ、ちよつとオーバーな言い方かもしれないが、なじまない人々の気持ちがあるだろうと思う。そういう観点からすると、もつともそれはPRに重点を置いておくほうが必要な時期ではないかと思ふのですが、学校教育の運動競技の中にはあらわれてくる問題とあわせて、なぜ学校に文部省あたりで合致しないのかということですね、競技にありまふ。そういう問題とあわせてして御答弁願ひたい。

○国務大臣(三木武夫君) 三千万円、私いまその予算額を初めて聞いたのです。少ないですね、金額が。ただし、こゝろが点があるのです。金額が。ただ、私には頭の切りかえができるからと、なかなか人間には保守的な面がありますから、長い間なれておる。これからこゝろが点があれば、私もちゃんと手帳に書いて、それならば頭を切りかえていきたい、何かこのまま通用するといつたら、日本の保守性の強さというものがなかなかやらないのです。切りかえというものを、どこかでやっぱ不便を忍ばなければ変革というものはできない。そういう点で、もう少しみんなに徹底してといつても、ある年齢層にはこれが全部頭を切りかえてさあ準備ができましたというこゝろにならないです。実際問題として、やはりこゝろが点にきまつたんだぞということ

になれば、もうわれわれ古い教育に育つた者でも頭を切りかえて、そういう一つの新しい計量の方法に切りかえていくというのが人間の姿でないでしようか、これは。

○永岡光治君 これはいまでもメートルを使つてゐる土地——官庁の建物なんかみな何平方メートルで、それから災害の委員会に出て言つてますね。それから、土砂が何立方メートルとか言つてますが、使つてゐるんです。ですからこれは併用して、私も私はいふと思ふんです。やっぱり良貨は悪貨を駆逐するで、メートル法がいいとなれば使われないです。使つてゐるところに何かいいものがあるんじゃないかという気がするわけですね。しかしこゝろが点でも踏み切るとなれば、必ずしも反対するものじゃありません。それは大いにけつこうであります。そうなりますと、問題はやはりPRといふのは大した問題じゃないと言つてくれども、これはやはり私はせむ必要だと思ふんです。賛成するとなれば、特に私はもう少し高い観点からこの点を大臣にひとつ考へてもらいたいと思ふのは、国民全体に科学する考へといふものをせむこれは徹底させなからぬ。そのことが徹底しないから、今日坪といふものが残つてゐると私は思ふんですが、ずいぶん計量の単位があります。温度から風速から湿度からあるんだけれども、単位はメートルできめたけれども、国民がそれを科学して頭に入つて、風速何メートルがどういふ被害がある、そういう教育啓蒙が全然できていないと私は思ふんです。そのこゝろが点のほうはよくとどろきやないかと思ふんです。これは文部省の所管になるかあるいは科学技術庁の所管になるか知りませんが、計量の単位をつかさどつております、行政しておる通産省として、むしろそこらあたりに重点を置いてもらはないか、これは産業の、したがって国民生活の改善とともに発展してくると私は思ふんですが、そこらあたりの啓蒙もあわせてやる必要があると思ふんですが、それらについて大臣は予算的にも相当考慮するといふ考へをお持ちですかどうか、お伺ひしておきたい。

○国務大臣(三木武夫君) なるべく国民に切りか

えのときのそういう混乱の時期を非常に短くするためには、啓蒙宣伝といふものもやらなければいかぬ、方法を考へております。いままあ予算もきまつておりますが、しかし何か方法があれば、もう少しやっぱり不便をなるべく少なくするような方法といふものは、政府内部において相談をいたしてみようと思ひます。

○永岡光治君 そこで今度は啓蒙の問題に入るわけですが、政府におきましてもそういう点で考慮するといふわけですが、今度は法務大臣がお見えになつておりますから関連をして聞きたいわけがあります。これは罰則規定がありまして、法務省の刑事局長でもけつこうですが、取引と証明にこれを使わなからぬ、普通の場合には刑罰の対象にならぬわけですが、そのときに刑罰の対象になる、こゝろが点ですが、いままで取引の場合において、あるいは証明の場合で、これに違反をして、そして刑罰を受けたものがあつかうか、そして今後はどういふ方針でこれに臨もうかと思ふのか。特に申し上げたいのは、私が非常に不自然だと思ひますことは、私はここに百坪土地を持つておる、これを君に売ると、ところが、百坪で幾らで売つたという取引の表示になるとこれは違反になるというわけですね。メートルに直さないといふかぬというわけですが、これは面積をこまにしたわけでもなく、金額をこまにしたわけでもないのかかわらず、たまたま表現がメートル法にしないかのために刑罰の対象になるということですね。極端に言へば、これが刑罰の対象となるというのとはちよつと私は行き過ぎがあると思ふんですが、大臣は人間尊重をこの前しきりに説いておりました、これはちよつとおかしいじゃないかと思ふのですが、法務大臣としてどういふふうにかこの刑罰を考へておりますか。この刑罰の精神といふものを。

○国務大臣(石井光次郎君) 計量法の罰則の適用を受けたものを調べてみますと、三十五年から三十九年までの五十年の間に、計量法違反として受理した件数は四百五十六件、これのうち起訴した

人員が百五十一、これは通産省の側からの具体的な内容の報告がありませんのでよくわかりませんが、今度罰則を設けてゐるわけでごさいます、罰則を設ける趣旨、これは非常に広い範囲にかぶさつてゐるというふうなわけでごさいます、それが一々ちよつとこの間違ひでどんだん適用されたいへんなことでごさいます。私はその情勢情勢に依つて、それこそこれが社会に大きな害を流す、そういう例を認めれば、またほかに累を及ぼすといふような場合にのみこれは罰すべきものでございまして、そのほかの場合には注意をするといふような程度でとどめて、どういふふうに適用するかといふことについては、十分な裁量が行なわれるべきものだといふふうにしてゐるわけでごさいます。

○永岡光治君 しかし、法律の上でいやくも刑罰という法規が明確になつてゐる以上、これはほんとうはその精神から言ひますと、刑罰を適用しない範囲を拡張するのはおかしいと思ふ。だけれども適用することは無理だと思ふ。先ほど申しましたように、百坪売つたけれども、これは百坪と書いた罰金五万円以下、メートルで書いたら通るといふことになる。これは世の人が聞いたらおかしいと思ふのです。面積をこまかしてゐるのも何でもない。ただ百坪を幾らで売つた、幾らで買ひましたと書くでしよ、契約するでしよ。その場合に、坪で表示したら五万円以下の罰金です、しかしそれを罰金を受けたくないなら平方メートルで書きなさい、こゝろが点で、しかもこれは表示した場合に罰金になるのです。口頭約束で本人同士が取引すれば何もな。こゝろが点のあり方といふのは一体正しいのかどうかですね、刑罰といふものの観点に立つて。適用することがどうかと思ふようなものを、法律の上に罰金を科すのだぞと明確にして置くといふこと、その適用もしないような法律なら最初から私はそういう刑罰は明記しないほうが法の權威のために必要じゃないかと思ふのですが、この刑罰を科す

ということになった精神、何のために刑罰を科す
ということになったのか、それを明確にしてい
た
だきたいと思ひます。

りいかなのですよ。百坪のものを九十八坪と表示
したらこれは当然刑罰の対象になるのですが、私
の言ひは、同じ面積を同じ約束した金額で売買
しておるんだけれども、表示の上で坪を使つたら
罰金だと、メートルを使わなきゃいかなぬというこ
とになつてくる、この精神といふのは何かと、
こういうまあ質問をしていくわけですが、そうで
なく、私の考えでは、おそらく切りかえ強制と
申しますか、法をもつて頭の中を早く切りかえろ
と、こういう精神のもとに出ているのではないかと
想像するわけですが、そうではないんですか。ど
うも私はこの刑罰規定といふものが精神がよくわ
からないのです。早くメートル法にしたから、励
行させるために刑をもつてこれを追ふと、こうい
う精神じゃないのかどうかといふことなんです。

みずからの努力はたなはた上げておいて、国民がそ
れに協力しなかつたならば刑罰をもつて臨むと、
こういう行き方はやっぱりどうも私は納得しない
のですが、それだけにこの刑罰の適用なり運用に
あたつては、十分慎重を期してやりますと、こ
れはたいへんなことにならぬと思ひますので、その
点を特段と配慮を願ひたいと思ひますが、この
国会の場を通じて、実は附帯決議でもして、国民
に安心してもらふのが適當であらうと思ひるのであ
りますが、そこまで附帯決議になるかならないか
は別といたしまして、答弁をもつて国民にその精
神をひとつ明確にして、今後運用については慎重
を期してやるんだといふことを明確にしておく必
要があるんじゃないかと私思ひるので、あえて答弁
を求めます。

う扱いかということについて、なお一そう慎重な
態度で、あやまつてこのメートル制をとること
について非常な恐怖の念を国民に抱かせるというこ
とのないように、知らぬ者は知らぬで早くそれに
なるような心持ちになるようなふうにするよう
に氣をつけてやれと注意をいたすつもりでござ
います。

○国務大臣(石井光次郎君) 計量の基準にメー
ル法がなるわけでございますが、この計量の基準
といふのは非常に大事なものと思ひなけ
ればならぬと思ひます。ちやうど経済取引の上で
貨幣が価値の尺度になりますから、それはいいか
げんにやられてはならないと同じように、計量が
またいいかげんにされてはならないと思ひのであ
ります。だから計量をこまかにすること、同じよう
なことは、やはり金をこまかにすることと同じよう
なことを、たとへば間違つてメートルというのを尺と書いた
といふふうなことは、これは普通とすればいいこ
とでございますけれども、悪質な、そういうこと
によつて大きな利益を得るといふような行動等が
ありますれば、これは罰するといふことを掲げて
おいて、そういうことを起こさないようにするこ
とが私は非常に大事なことじゃないか。今度の計
量法の前の昔の度量衡の時分からそういうふうな
精神によつて罰則があつたわけでございます。た
やばりその時分から同じような考え方だつたと思
つております。私はこの制度のあることは決して
悪いとは思ひません。私はこの制度のあることは決
して悪いとは思ひません。私はこの制度のあるこ
とに十分な配慮をすることは必要でございます。ま
たこういふものが抜かない伝家の宝刀で終わつて
くれることは望ましいことでございますが、こう
いう法があつて、そうしてこの法が守られて守ら
れるといふことで経済生活といふものが、しっか
りと貨幣も守られ、それから計量といふものもき
ちんと守られるといふことが経済の面において非
常に大事なことで、こういうふうにして思つてお
ります。

○国務大臣(石井光次郎君) その心持ちは私はな
いと思ひます。法律は罰則をつけておいて早く
法律をのみ込ませようといふものでなく、法の
本体についての罰則でございます。いまのよう
なことは、さつき通産大臣が申しておりましたが、
一般にどうやってこれを周知せしめるかといふこ
とのほうが大事でございます。そうやってみんな
に知らしめる、それでは間違ふことがあるでし
ょう。そうして間違つたような場合は、これで罰す
べきものでは私はないと思つております。これは
注意をしてやる。そうしてそれを直させるといふ
ような方向でいくべきものであつて、法をもつて
すぐこれで罰するといふような方向に持つていく
のは、これは法の精神では私はないと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) お説ごもつともだと思
ひます。こういふ切りかえ期には、とにかく国民
に不便をかけるわけですから、なるべくそうい
う切りかえ期の国民大衆の不便を少なくするた
めに、政府は啓蒙宣伝、こういふものを一段と力
を入れてこの間にいたします。それから法務大臣か
ら、運用の面に対しての御注意もございまして、
法務大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○近藤信一君 関連して、いわゆる尺貫法が昭和
三十三年の十二月でこれは禁止になつておる。そ
の場合にはヤードポンドは三十八年までですか、
猶予を見る。それからさらに土地、建物は昭和四
十一年の三月まで見ると、こういふことで、一応
尺貫法の実用上の禁止といふのは三十三年の十二
月でこれは禁止しているわけですが、それと同時
に、製造販売も中止させているわけですね。そこ
ろが、今日までひそかにこれがつくられて売られ
ておるといふ事実が私にはあると思ひます。こ
れらに対して両大臣がどういふ事実を知つてみえ
るかどうか、この点お伺ひいたします。

○永岡光治君 いまの大臣の答弁を聞いておりま
す、刑罰を設けた精神と少し違ふんじゃないか
と私は感ずるんですが、いまのお話ですと、計量
をこまかにしていいからそれを取り締まるた
めの法律だ、こう言ひのようですが、これはこまか
したら、これはいまの坪をこまかにしてもやつぱ

○永岡光治君 そのだとすればなおさらのこと、
この罰則規定の適用、運用にあたつては、これは
よほど啓蒙指導といふ立場から考へていきませ
んと、あやまちをおかすのではないかと、私もメー
トル法に切りかえるために、うしろで刑罰とい
うむちを持つてこれをやるということ自体も問題
があるわけですが、しかしそれはあなたの方が熱
心にやるということであれば、むしろ私は政府み
ずからでPRをもつと積極的にやつてはしかなか
ら、それはあまりやられてない。

○国務大臣(石井光次郎君) さつきも申し上げま
したように、過去五年間に四百五十何件のうち実
際に起訴したのが百五十何人といふと、五年
間に百五十人ですから、年に割ると三十人くらい
でございます。全国的にして年に三十人といふこ
とは、件数とすればたいしたことではないとも言
えるわけでございます。それだけ注意もしてお
つたかと思ひますが、この運用について
は、非常におつしやるように大事でございます。ま
して、手かげんによつてさつきまでのことが起こつ
てはならないと思ひます。さらに、ちやうど私のほ
うといたしましては、法務省関係の問題で登記簿
の整備の時期にも達しておりますし、これは外に
出る問題ではないのでございますが、一つのいい
機会でもございまして、いまあなたからおつ
しやつたような点を考慮に入れますと、実際にど

○近藤信一君 通産大臣から答弁があつただけで
いいです。いま通産大臣言われましたように、も
のさしといつてもいろいろあるんですね。特に大
工が必要とするかね、それから和裁用に特に必
要とする鯨尺、それから登き尺と、いろいろい
あるわけですね。ところが土地、建物は計量法の改
正で四十一年の三月三十一日であつた、もう禁止
になるんだ、こういふことを見越して、いま多くの
買い占めといふんですが、買いあさりといふものが
なされておるのです。これは週刊誌、雑誌だつたか
新聞かであつたと私見たので、なぜかういふこと

がどこで行われておるか、いわゆる暴力団が資金源をだんだんと断たれてきたから、その暴力団の組がそういうかねや、巻尺、巻き尺、こういうものを盛んに買い集めて、そしてこれをやみでどんでん売って資金をかせいでおる、こういう事実があるのじゃないか、こういうことが週刊誌に出ておったわけですが、そういう事実は大臣は御存じないでしょうか。

○国務大臣(三木武夫君) 背後に暴力団があつて、そして走り歩いておるといふ話は初耳ですけれども、そういうことに対しては、できるだけ啓蒙宣伝、指導あるいは取り締まり等でそういうことのないようにしたいと思ひます。しかし、そんなに大きな資金源になるでしょうか。学校などにおいても教科書は三十四年ですか、新聞は三十五年から統一になっておりますから、そういう人口は次第に減つていくわけですから、大きな資金源には私はないと思ひます。しかし、そういうことは二重に社会悪を犯すことになりまします、それはよく調べてみることにいたします。

○近藤信一君 いろいろ禁止された品物に対して、違反行為でいままで摘発された事案というものはなかつたのですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 私ども計量法違反の関係の統計につきましては、何条違反というところまでの報告を受けておりませんので、承知いたしております。

○近藤信一君 いままでそういう違反の事項に対しては、統計的にはまだ報告を受けておられないようですが、いま水岡委員がいろいろと心配されて質問されていた点もそこにあると思ひますね。事実上法律的には禁止されていくが、今度本法のほう、この法律自体には罰則がないけれども、本法のほうに罰則がついておる。こういうことで、それをあれしたからといって過重な罰則を何するというのは酷いじゃないかというのが水岡君の議論じゃないかと思ひますが、やはりそういう点は、私ども違反を犯した者を取り締まるというわけにはいかないし、やはり違反行為は違反行為として

取り締まってもならなければいかぬけれども、実際には、いま報告を聞きまして、一件も違反行為に対しては報告はないということをごさいますから、私どもが心配しておるようなことではそういう事案は起こつてこないと思ひますけれども、この法律を審議する過程においては、やはりそういう問題も陳情を受けておるのだから、そういう点は十分ひとつ慎重に進めていただきたい。かように私は思ひます。

○鈴木一弘君 関連して、今度でいよいよメートル法ということになってくるわけでありましますけれども、三十三年からメートル法にはつきりとかわつてきた。ところが、ほんとうに政府のほうでメートル法を施行していこうという熱意があるかどうかという点に、私は一二三疑念があるのですけれども、一つは航空機工業の関係でありますけれども、これはほとんどがフィート、ヤードを使つておるといふことは間違いないだらう。国産機についてはどういふふうな持っていくか、戦前はすべてがメートル法で全部きたわけでありまします。それが戦後アメリカの航空機といふことから、あのようなヤードを使つたのだと思ひますが、その点これからの国産機についてはどういふお考えを持つておられるのか。いまのところYS11あたりはどういう単位になっておられるのか、その辺のところをひとつ。

○政府委員(川出千速君) 航空機の規格につきましては、国際的にヤードポンドが使用されておりますので、メートル法の例外としてなつておりますけれども、メートル法のYSL1につきましては、メートル法を単位にしてやつております。

○鈴木一弘君 それからこれは非常に流行してゐるゴルフの問題でありますけれども、あれはヤード単位じゃないのですか。聞くところによると、フランスあたりではメートル法をもつて施行してゐるということなんです。そうすると、ヤードとメートルとでは、はかるスケールのほうもヤードでなければならぬ。新しく入ってくるいろいろなボーリングもそうであると思ひますけれども、

も、そういうようなスポーツ関係のものもあるし、新しい文化として入ってくるものもあると思ひます。そのときに政府の受け方が、そのまゝ向こうの國のまゝのヤードポンドであるとか、そういうものをそのまま引き受けてくれば、これはいつまでもたつてもメートル法といふような一つの単位にまとめることは不可能じゃないか。法律だけが先行していても、国民生活とは離れたものになる。その辺のところがあるきり熱意というものを私は感じられないような感じがする。少なくとも日本でやる場合には、ゴルフにしてもメートル法にするとか、あるいはボーリングについてもポンドとかフィートを使わないとか、こういうことを極力政府の指導によつてすべきじゃないですか。その辺のところをどうお考えになつておられるのか、大臣からひとつ伺ひたい。

○国務大臣(三木武夫君) これは例外的なものに属すると思ひます。しかし、好ましいのは、そういうことになつたら、メートルに切りかえたほうが好ましいのですが、これはいろいろな國際的な関連もあるでしょうが、これは研究さしていただくとお答えして、いまここで、ゴルフをヤードをメートルに切りかえさすといふことを私がお答えするのも少し大胆なように思ひますので、鈴木さんのお話によく研究さしていただきたいとお答えをいたします。

○永岡光治君 いまの問題とやはり同じように、競技でヤードをやはり使つておられますので、私も重工業局長にこの前質問したのだけれども、メートル法が理想だからそれに統一するのだといひながら、肝心の学校教育からヤードを使つてゐるのはおかしいじゃないか、政府みずから改正すればできる、そういうものをやらないのはおかしいじゃないか、そして困る大工のほうには、お前泣いてくれ、メートル法を押しつけるのは納得いかぬ話だと、こゝ質問したのだけれども、明快な答弁がなかつたわけですが、いまのゴルフの問題も同様な問題だと私は思ひます。だからこれはすでに距離だとか目方は全部メートル法に移行し

てゐる。國際貿易は別として、国内に關する問題はそうなつてゐるんだから、おえら方が實際みずから守らないで、そして庶民の大工さんあたりを守れ、しかも守らなければ罰金だといふことは、どうも私は政治家のとるべき態度ではないと思ひます。研究してぜひ早く実施してもらいたと思ひます。

法務大臣に一つだけ、刑事局長でもいいですが、これから土地、建物取引の上で、四月一日から坪がメートルになるわけですが、土地、建物の取引業者で店頭及びいろいろな宣伝個所、あるいは電車の中とか駅とかいうところに何坪の土地を幾らで売買できる、払い下げる、あるいは売るとか、こういうふうな表示を今後してはいけぬのか、それは刑罰の対象になるのかどうか、その点を明確に法務省の立場から答弁をしていただきたいと思ひます。

○説明員(伊藤栄樹君) 御承知のように、取引上の計量に用いてはならない、あるいは証明上の計量に用いてはならない、こういうことになつてゐるわけですが、ただいま御指摘の、たとえば新聞の中刷り広告でありますとか、看板に坪幾らといふようなことを書きますと、直ちにそれが取引上の計算になるのかどうか、必ずしも単純にはいかないのじゃないか。その広告の内容その他も具体的に検討いたしまして、たとへば契約申し込みの勧誘という程度にまでいつておるのか、単なるPRの程度なのか、そういう具体的な事象を勘案いたしませんと、それはすぐに中刷り広告あるいは店頭の看板に坪幾らと書いただけで抽象的に罰則の適用になるケースになるのかどうかといふことは、直ちに言えないのではないと思ひます。

○永岡光治君 そうすると、おたくの意見は、具体的な事象を見て考える、こういうことになるんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 簡単に申し上げますと、ただいまお尋ねのとおりになると思ひます。一般的、抽象的にこゝろいつた場合には罰則の適用があ

るといふふうにお答えできる場合もございますけれども、たとへば契約書で坪でうたつたらなるかどうかといふふうなお尋ねを受けますれば、それはなるといふふうにお答えするわけでございまして、私も日常見ておりますいろいろな広告等、坪幾らと書きまして部分が取引上の計算ということに法律上なるかどうか、広告の文言等も実際に見てみませんと、軽々には判断できないんじゃないか、こういうことだと思ひます。

○永岡光治君 そういたしますと、勧誘行為そのものは刑の対象にならないで、取引行為を証明するそのものだ、こう理解していいんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 原則的にはただいま仰せのとおりだと思ひます。

○永岡光治君 それはどうもこれまた不徹底だと思ひます。肝心なめるところでぼけてしまふと思ひます。そうなりますと、それは電車の中でどんでん広告しますよ、それからおそろく至るところに出ておりますよ。店頭では何坪幾らと表示しているわけですから、あれを全部変えなければ国民は頭を切りかえられないです。頭の中で換算すればいいんですから、そういうところがどうも、政府は不徹底だといふところがそこにあるわけですから、そういう無責任なことはかりやっておつて、肝心なところに刑罰を、こういう問題がかしいと私はいつも言ひますが、統一見解でその程度なんです。もう少し何かはつきりしたものはないんです。起こつた事象だけで、勧誘行為は問題にならぬ、実際に取引やつた、その取引の証明あるいは契約書そのものだけが対象になる、こういう言い方ですが、それであればそのようにまた私もそういうふうな解釈しなければならぬわけですが、これは法務省の統一見解ですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 法務省の統一見解といふようなものであるかといふふうにお尋ねいただきましますと、必ずしもそうではないかと思ひますが、一応罰則の解釈を私も担当しておりますので、その私どもの所管に属します罰則の解釈として一応申し上げたわけでございします。

なお、ただいまのお尋ねでございますが、罰則で取り締まる範囲と、それからその罰則で取り締まる範囲から先に、啓蒙とか指導とかという範囲といふものがあるのではないかと思ひます。罰則でみまます範囲はやはりなるべくしぼつてかけるといふのが法の精神じゃないかと思ひます。

○永岡光治君 最後に通産大臣にこれは要望という立場から特にお願ひしたいのですが、先ほどちょっと私も触れたわけですが、計量の単位がいろいろありますね。これをもう少し国民に徹底をして、ふろの温度は何度がいいか、四十二度がいいとか四十一度がいいとか、あるいは四十三度にしてくれ、そういうふうにびんと言えるような社会生活の環境をつくり上げるための啓蒙指導をぜひやつていただきたいと思います。温度の問題を言ひましたけれども、湿度の問題とか、風速の問題とか、天気の問題とか、いろいろあると思ひますが、そういうことが一番大切だと思ひます。坪をメートルに直せ、直さなければ罰則だといふことよりは、むしろそのことのほうが事実上国民生活の上に私は大きいと思ひますので、その面に対する予算、これをうんと大臣、つけて啓蒙していただきたいと思ひますが、どうでございします。

○国務大臣(三木武夫君) これは永岡君の御質問にお答えしたように方法を考へております。やはり刑事課長の答弁などを聞いてみましても、何でもちよつと広告したから罰則というものは、これはいかぬですから、やはり契約とか、非常に実際の商取引といふものを狭めて刑罰の対象にしたのがそれは適当だと思ひます。それよりも必要なことは、なるべく早くそういうふうな社会的な慣習にならすことが必要ですから、これは啓蒙、宣伝、指導、こういう点には一段と力を入れるような方法を講ずることになります。

○永岡光治君 三十万円で買ひの予算じゃだめですからね。一応この問題についての質問はこの程度にいたします。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言なければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

○委員長(村上春蔵君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、昭和四十一年度通商産業省の施策に関する件について質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○永岡光治君 これはききよう通産大臣がみえておりますから、特にこの機会に質問しておきたいと思ひます。前から問題がありまして、前の全日空の航空機事故の問題、あの当時に実は期を失せず御質問したかつたのでありますが、いろいろな事情で大臣の出席が得られなくて、その時期を失したと思つておりましたところが、引き続きカナダの航空機、イギリスの航空機といふように事故が起つたわけですが、羽田の飛行場を中心に所管大臣としての通産大臣の見解をただしたいと思ひます。

それは、あそこA B Cの滑走路が三つあるわけですから、その地元のほうでは、持つてゐる川崎市、これは市長はじめ商工会の方々も、あるいは消防関係の方々も非常に心配いたしました。お話を録子ですと、B滑走路がコンピナートのタンクの上を飛ぶので非常に危険だ、そういうことで、たまたま全日空の事故が時間的に距離的にずれたから助かつたものの、スモッグも多い今日ですから、ほんのちよつとびりずれて不幸にしてコンピナートの上にある事故が起きたならばたいへんなことになつたであらうといふことで、いよいよ心配してゐるわけでありまして、昨年の八月三十一日にすでに通産省のほうにも陳情してゐると聞いておりますけれども、その陳情を受けて、通産省としてはどのような対策を講じているのか、この点をひと

○国務大臣(三木武夫君) 消防法それから高圧ガス取締法、こういうものの取り締まりの法規もあつて、これに基づく処置もございしますし、また原油タンクとか液化ガスなどの施設があるときには、外部から一定の距離を置いてそういうものが設置されるということも義務づけておりますが、いつもコンピナートの上を通つてゐるわけではなく、小型機なんか直角に入るときにそういう傾向があるといふので、そういうコンピナートの上を通るような場合があるといふことで、まあ頻発する飛行機事故などにかんがみて、この対策といふものは、そういうことはないことを期待いたしますけれども、万一の場合の対策といふものはもつと真剣に検討しなければならぬと思ひます。

○永岡光治君 いまの大臣の答弁ですと、あまり飛んでないやうですといふ御答弁ですが、通産省は陳情なんか受けて、何回くらい飛んでおると認定しておりますか。

○説明員(中川理一郎君) コンピナートの上空における飛行、航空の状態は、私も必ずしもつまびらかにしてゐるわけではございませんけれども、運輸省の航空局のほうから聞いております限りにおきましては、東京湾の海側から入つてくるのが原則でございまして、風向きその他きわめて特殊なケースのときに、お話ししたC滑走路でございしますか、これを小型機についてときどき使うことがあるといふふうに承知しております。運輸省におきましては、従来から事故を未然に防止するため安全運航については十分な指導監督を行なつていらつしやる様子でございまして、重大な事故が発生する危険はないと私も承知しております。しかしながら、先ほどお話ししたやうな最近のケースもございします。安全性を高める上に現在の条件下でより安全な運航を行なうに検討を行なひまして、要すれば運輸省その他関係省と協議をいたすつもりであります。工場自体は、先生御承知のやうに、大師河原の埋め立て地について申しますと、昭和二十二、三年ごろに神奈川県及び横浜市の手によりまして造成されました埋め立て地でございまして、工場の張り

ついてもその後二十三、四年から三十五、六年にか
けてまして、もうびったり埋まつたというようにな
かつたのでございませう。したがって高圧ガス
取締法、消防法の厳格な施行ということによりま
して、万が一の場合の事態について万全の措置を
とっておりまして、今後一段とそのつもりで徹
底させるつもりでおります。

○永岡光治君 これは私の調べですが、たまたに通
るのではなくて、昨年の十一月、十二月の二カ月
間に川崎市の消防当局が非常に心配して調べたん
ですけれども、二百六十九機飛んでおります。こ
れはたいへんに危険なんです。いまもその表現の
上では、万全の措置とか、きわめて危険な状態に
処してという、表現はきわめて抽象的で、いかに
も万全にやっておりますけれども、どんなに万
全をとりましたも、一回落ちたらだめなんです。
ここにも出ておりますけれども、満タン時で三百
万キロリットルです。二千個以上あるわけであ
す。平時でも百八十万キロリットルあるわけ
ですが、それはもう消防庁の話を聞きまして、お
落ちたらそれはもうどんな予防措置を講じてお
てもだめだということなんです。それでもし落ちたなら
ばという想定のもとで、川崎市を中心にあの付近
の消防関係の機関の協力を得るために万全の措置
を講じてはいるけれども、それは普通の各家に起
こった火災ですね、あの場合のことを考えてお
るんであつて、もうどこかでほかんとやられるとい
うようなことがあつたら、それはもう手がつきま
せん、こういふことなんです、そういう観点から
いいますと、それはいいとはいえないわけなんです。
二百七十回近く飛んでおるわけですから、ないと
はいえないと私は思ふんです。ちやうどあの上を
飛ぶことになつて、しかもスモッグが多いわけ
ですから、御承知のとおり非常にあぶないんです。
このわずか一カ月の間に三回も四回も事故が起
くるような東京湾の状況としては、起きないとは保
証できないと思ふ。起きたあとにおいてば大きな
損失があり、人命の被害があるということになる
と、そのままでは過ぎされないと思ふんです、こ

れは。通産大臣もこの前この委員会でも、適正立地
の整備の整備というところで、「産業の適正配置等
の抜本的な産業立地対策の検討を進めてまいりた
い」、きわめて名言なんです。その「適正配置等
の抜本的な産業立地対策の検討」ということの中
には、当然私はこういう危険を考えたところの立
地条件というものは考えなきゃいかぬと思ふの
ですが、この点について大臣はどう考えておるの
ですか。いまお話によりまして、飛行回数もあま
り調べておられぬところを見ると、熱心に私はあ
まり調査をしていないのじゃないかと思ふので
す。どうでしょうか。

○国務大臣(三木武夫君) この回数はよく調べて
みたいと思ふのですが、非常に永岡君のいまお述
べになつた回数は、私が考えておつたよりも大き
な多い回数であります。まあこういう飛行機事故
の頻発にもかんがみまして、これはおきなりでな
しに、関係各省あるいは地元とも協力して、そう
いふ場合に対する対策というものをとつて強化す
ることにいたします。

それから全般的な産業立地については、実際はや
はり総合的な計画というのに欠けるものがある
のです。いままで、それは羽田の飛行機だつて
あつたふりな膨大なコンビナートができるとい
うようなことを想定した——それはある程度想定
したのでしよけれども、十分ではない。だから、
今後やはり産業立地というもののについては、通産
省の場合でも、まあ企業の一つの構造改善とい
うことが非常にやかましく、近代化とかあるいは
た会社の合併とか、そういう点もいわれておるが、
一つの大きな大事な点はやつぱり産業立地計画だ
と思ひます。これは一応やつぱり全体のこの産業
立地計画というものを持つて、そして工場なん
ぞの適正配置というものがやはり考えられなく
いふいろいろな問題が、いま御指摘のようなことも一
つあり、この総合的な計画というものが必ずしも
十分でない結果ですから、今後は通産行政の上に
おいても、産業立地というものについてははもと
重点を置いて、将来はもうこれは周りに上げ

てですね、それくらいにまあ考えておる次第でござ
います。

○永岡光治君 大臣のその決意、私非常に敬意を
表するわけでありまして、飛行場のことはまあこ
れは航空局だ、産業立地はこれはまあ通産省
だと、消防のことはこれは消防庁だ、こういう
ところにおつぱり問題があると思ふのですが、
当面してやつぱり問題一つを取り上げてみても、
どこか総合調整する機関がなきゃならぬと思ふの
です。臨時でもつけようですけれども、いま羽
田の飛行場をどうしようという問題が起きているや
さきであります。ぜひ一つこの際そういう各省代
表で選ばれた委員会でも何でもつけようですが、
この対策を一体どうするかというのを早急に
立案をし、それを実施に移すと、そういうことで
地元の陳情者の皆さんにも安心を願うような施策
が必要だと私は思ふのですが、そういう考えがあ
るかどうか。通産大臣がこれはどうしても中心に
なつていかなくやならぬ問題だと思ひますので、
お尋ねしておきたいと思ふのです。

○国務大臣(三木武夫君) 特別な機関をつくるか
どうかという問題については、事故が発生してこ
れに対するいろいろな対策等ですでにそういう問
題を話すような一つの会議体もございまして、か
ら、どういふ形にするかは別として、至急にこの問題
は各省庁と連絡をとつて、できる限り万が一の場合
にその被害を僅少にとどめられるような処置は講
じていきたいと思います。

○永岡光治君 この産業立地の問題と関連をして
当然起ってくるのは、このコンビナートの問題が
ある場合は特にその必要性が高いわけですが、恒
常的に防災会議というふうなものをつくるような
計画は通産省にはないのですか。関連官庁を含め
た防災会議、この立地条件という観点からそうい
うふうな考えはないでしようか。

○説明員(中川理一郎君) コンビナートにおきま
しては、実は防災のほかにも、私が直接いま担当して
おります公害問題がございまして、これもやはり
その地区内における工場間の話し合いというもの

が十分行なわれませんといけないわけでありませう。
ことに災害発生の問題につきましては、より一段
とその必要性があると思ひます。たまたまコンビ
ナート地区は石油精製工場が中心になつておりま
すので、鉱山局が主体になりまして、災害発生時
における石油精製工場間の応援体制の確立という
ようなことは、現在努力をしておるのでございま
す。

○永岡光治君 ぜひ私は防災会議というふうなそ
ういふ機関をつくつて、工場をつくるときの整備
をしてもらいたいと思ふのです。

またもとに戻つて、いまの羽田のことに限定す
るわけでありまして、航空局の関係者はききよう見
えておりますか。——このB滑走路の飛行を禁止
するというわけにはいきませんか。

○説明員(町田直君) お答え申し上げます。B滑
走路の飛行を全面的に禁止するということは、現
在B滑走路のございまして理由が、主として横風の
場合に横風対策として考えられておりますので、
全面的に禁止するということはちよつと困難だろ
うと思ひます。

○永岡光治君 全面的に禁止することは困難とい
うその裏を返せば、できるだけこれを回数を少な
くしていききたいという気持ちはあるのですか。ま
たそのように指導しておるのではありませんか。
○説明員(町田直君) 大体羽田の飛行場はいろ
んな面で問題がございまして、特に騒音関係等が
非常に問題でございまして、原則として海の方
へ離着陸をするというふうな形で指導している
わけでございます。そういう面からB滑走路でな
くて、A及びCの滑走路をできるだけ使うとい
ふような指導をいたしているわけでございます。
○永岡光治君 どうしてもこれはB滑走路を使う
回数がかなり多い以上は、まず私は相当危険とい
うものを勘定に入れて計画は立てておかなければ
ならぬと思ふのですが、地元のほうで非常に心配を
して、昨年の八月にも何か運輸省のほうに陳情し
たようですが、実際実情を調査されてその対策を

立てたことがあるのですか。あるいはそのまま聞
きつ放しなんですか。

○説明員(町田直君) 陳情を受けまして御趣旨は
よく承りました。また私のほうもいたしまして、
実情を御説明申し上げているわけでございます。
先ほどの御質疑の中に数が非常に多いのだとい
うお話がございました。全部の統計を私どもとて
いるわけではございませんけれども、川崎のコン
ピナートの上を通ります中で、B滑走路を使つた
ために通るといふ数はその多くはないわけござ
います。A並びにC滑走路を使ひまして、これが館
山のピーコンのほうに参る、これはジェット機は
使ひませんが、レシプロ機とプロペラ機だけでご
ざいます。そういう場合も含まれて勘定されて
いるのじゃないかと思ひますが、こういう場合は
その飛行の離陸、着陸のバターンから申しまして、
非常に高いところを通るわけでございます。先ほ
ど御質疑のございましたような数の中に入るかと
思ひますけれども、実際の何と申しますか、いわ
ゆる墜落の危険といふのは、そういう意味では必
ずしも数の中に入れて勘定する必要がないのでは
ないかと思ひます。

○永岡光治君 Aを使おうとCを使おうと、どこ
を使つても、通る以上はやはりあふないです、
それは。Bをたまたま通つたからBだけ落ちるの
だといふことじゃなくて、上を通るからあふない
のだという陳情なんです。その回数はいくつかも
地元の川崎の消防局が調べているんですから、私
は間違いない数字だらうと思ひますが、その回
数もさることながら、私はだいたいふだ、だ
いじふだといふことに問題があると思ひます。
だからだいたいふだであるはずの飛行機がやはり
落ちていくわけですから、この点は慎重に考へて
早く対策を講じてもらわなければならぬと思ひ
ますが、地元のほうではおたくのほうへ陳情して
そのときに説明して歸したといふのですが、最近
では何かそういう動きがないですか。この事故が
起きたのを契機にして、どうもあふないから、も
う少し飛行を禁止してもらいたいといふようなこ

とがないのですか。実は私のほうにはそういう話
きておるわけですが、少なくともB滑走路
だけは、あなたのお話のように数が少ないとすれ
ばなおさらのこと、あまり使う必要はないのじゃ
ないかという気もいたします。逆に言えば、Aと
Cで十分じゃないかといふことも言えるわけであ
りますが、この抜本的な対策といふものを考へて
おるのじゃないのですか。どうなんですか。

○説明員(町田直君) 今度連続いたしました事故
がございましたために、羽田空港を含めまして、
いよいよ安全対策についてはいろいろと施策を考
へておるわけでございます。ただこのB滑走路を
どうするかといふことにつきましては、これを使わ
ないことにいたしますと、いわゆる横風の場合の
羽田の機能が非常に制約を受けるということにな
りますので、そういう面でもB滑走路を使わせない
といふふうには踏み切るわけにはいかないものであ
ります。

○永岡光治君 これでは質問をやめますけれど
も、要するに地元が非常に心配しておるわけであ
りますし、事実上飛行回数から見ても、その
危険なしとしないわけでありまして、一たび事故
が起こればいかなる結果を及ぼすかといふことも
想像にたかくないわけでありまして、事故が起
きた上で対策を講じて、これは無意味とはい
ませんけれども効果のないことでは、やはり予
防医学と同じように病気になるまいが、い
い、事故が起きないほうがいいわけでありまして、
万全の対策を講ずるよう、通産省あるいは航空
省は消防、そういうものを含めまして早急にひ
とつ対策を樹立していただきたいと思ひます。
そのことを特に私望いたします。

○赤間文三君 ちょっと関連してお伺ひしたいの
であります。大阪の伊丹の飛行場、われわれはずい
ぶん前から、こういう規模の飛行場は世界でも類の
ないほど面積から施設、あらゆる点において、あ
い、悪いといふことを足しげく、もう数回にわたつて
陳情をいたした。にかかわらず、なかなか飛行場の

整備その他において航空局は非常に消極的である
ように私考する。これで万国博覧会がやがてくる
ときに、航空局としてはいまの飛行場を整備す
るだけで博覧会の用にたつというお考えを持つて
おられるのか。大体事故が起らなければいろいろ
な対策を講じないようなことは私は非常に困る。
常に事故の起こらぬ前から、やつぱりあらゆる方面
に努力をすることが大事なんです。そういう点に
おいて、航空局は私の見るところでは非常に消極
的な行政をやつておる。それでは私はあらゆる点
において好ましくない結果が将来起こるかもしれ
ぬと考へる。今度は東京を中心で、幸いに大阪の
ほうではたいしたことにはなかつたが、危険性はた
びたびある。ひよつとすると大きな事故が起こる
かもしれないといふことは予想されるわけであり
ます。こういう点について、万国博覧会を控えて、
あの飛行場のただ整備補充だけで博覧会をやる考
えを持つておられるのか、新たに万国博覧会のた
めにそれに適合する飛行場をつくるお考えを持つ
ておられるかどうか、日本の飛行機が世界的に発
展をするのについて、単に運輸省の一局にて万
事が行き届くといふお考えを持つておられるのか
どうか、われわれはしつとから考へると、すみやか
にたとへば航空庁といふような外局ぐらいは、言
わなくとも当然今日の飛行機の状態からいへば、
つくべきがあたりまえだと思ひます。こういう点に
おいて私はひとつ航空局の真意を承りたい。過去
における航空局のやり方は、間違ひはないけれど
も非常に消極的で、今日の航空のものすごい発展
に順応しないような私は個人的な考へを持つてお
る。こういう点についてひとつ明快なる御答弁を
いただきたい。

整備その他において航空局は非常に消極的である
ように私考する。これで万国博覧会がやがてくる
ときに、航空局としてはいまの飛行場を整備す
るだけで博覧会の用にたつというお考えを持つて
おられるのか。大体事故が起らなければいろいろ
な対策を講じないようなことは私は非常に困る。
常に事故の起こらぬ前から、やつぱりあらゆる方面
に努力をすることが大事なんです。そういう点に
おいて、航空局は私の見るところでは非常に消極
的な行政をやつておる。それでは私はあらゆる点
において好ましくない結果が将来起こるかもしれ
ぬと考へる。今度は東京を中心で、幸いに大阪の
ほうではたいしたことにはなかつたが、危険性はた
びたびある。ひよつとすると大きな事故が起こる
かもしれないといふことは予想されるわけであり
ます。こういう点について、万国博覧会を控えて、
あの飛行場のただ整備補充だけで博覧会をやる考
えを持つておられるのか、新たに万国博覧会のた
めにそれに適合する飛行場をつくるお考えを持つ
ておられるかどうか、日本の飛行機が世界的に発
展をするのについて、単に運輸省の一局にて万
事が行き届くといふお考えを持つておられるのか
どうか、われわれはしつとから考へると、すみやか
にたとへば航空庁といふような外局ぐらいは、言
わなくとも当然今日の飛行機の状態からいへば、
つくべきがあたりまえだと思ひます。こういう点に
おいて私はひとつ航空局の真意を承りたい。過去
における航空局のやり方は、間違ひはないけれど
も非常に消極的で、今日の航空のものすごい発展
に順応しないような私は個人的な考へを持つてお
る。こういう点についてひとつ明快なる御答弁を
いただきたい。

○説明員(町田直君) 大阪の飛行場につきましては、
御承知のように数年前—数年と申しますか、
だいたい前から整備に着手いたしました。現在千八
百メートルの滑走路が一本でございますけれども、
これに平行いたしました三千メートルの滑走路を
つくる準備をいたしておる次第でございます。御
指摘のように、非常に土地買収その他の問題が難
航いたしました。もつと早くできる予定が、おくれ
ておりましたことは、まことに遺憾に存する次第
でございますが、いづれにいたしまして、万国
博覧会を行なわれます四十五年より約一年前の四十
三年度中—四十四年度の三月ぐらいまでは、その
三千メートルの滑走路が使えますように諸般の準
備をいたすつもりで現在実施しておる次第でござ
います。大阪の飛行場は、周囲が非常に人家が密
集しておりますので、土地の買収にいたしまして
も、あるいはいろいろな施設の設置にいたしまして
も、非常に困難な問題が山積してございまして……。

○赤間文三君 そういうことはよく知つておりま
すよ、私のほうはあなたより詳しい。ただ私の言
うたことを率直に御答弁願ひたい。
○説明員(町田直君) そういう趣旨で今後とも進
めていきたいといふふうに存じておる次第でござ
います。
あと、航空行政の点につきましていろいろ御指
摘ございましたが、前々からいろいろそういう御
指摘もございましたけれども、今後の問題といた
しまして十分に検討いたしてみたいと思ひます。
○赤間文三君 時間がありませんので、あまりく
どくは言いませんが、いまの答弁は、私の言つた
こととはあまり関連がないことです。私はあそこ
の整備だけでは万国博覧会にはやりにくいと、あの滑
走路のメートルを云々するといふようなことでは
問題にならぬと考へる。それは博覧会前に、他に博
覧会に適合させる国際飛行場をつくる意思があるか
ないかといふことを聞いている。いまのままの飛
行場で航空局としてはけつこう博覧会に十分であ

というお考えかどうか。私はそれはいいが悪いから、新たなものをつくらなければ博覧会は迎えないというふうに思う。この点について新たなものをつくる用意があるのかないのか。何も研究をせず、ただ既存の狭い飛行場だけで博覧会が支障がなく迎えられると考えておるかどうかという点を端的に聞いておるのです。

○説明員(町田直君) ただいま御説明いたしましたように、三千メートルの滑走路をもう一本つくりたい。それからターミナル地域その他も整備いたします。それから保安施設等も充実いたすつもりでございます。いわゆる博覧会に対する措置としては、私どもはそれでいいということと考えておる次第でございます。今後さらに航空の発展が進みまして、大阪にいわゆる第二空港が必要であるというところは一応考えておりますけれども、博覧会に対する措置としては、現在の大阪空港の整備拡充ということで対処していきたいと考えております。

○赤間文三君 私どもは航空局が従来から非常に消極退嬰的で、すでにやるべき施設ができておるといふことはよくわかっておる。私はいまの博覧会をやるために、外国からもたくさん飛行機が来るであろうし、それからいまでも御承知のように、もう何分おきかに来るが、私は非常に危険な状態であると考えている。いまの飛行場を整備して博覧会にはこと欠かないというお考えのようであれば、非常にこれはわれわれと意見を異にしておる。それはあなた個人の考えですか、あるいは運輸大臣その他運輸当局の考え方であるかをこの際いまいへん承りたい。あなた個人が、運輸省の考え方か。

○説明員(町田直君) 運輸省としての方針であると申し上げてよろしいと思っております。
○赤間文三君 いまのあの狭い飛行場を、滑走路の拡大その他やれば間に合うというのには、どういふ点からそういうふうに考えられますか。われわれはしよつちゅうあそこに行き来しておりますが、あの山の関係、部落の関係、あらゆる面から

いつて、思い切った拡充は困難だと私は見ている。金の問題をおっしゃったが、私は地勢的に困難だと考えておる。国際飛行場としてはもつと広い、いかなるジェット機でも事故のないようなものをつくらなければ間に合わないと思う。外国の飛行場その他に比べて、あれでけっこう万国博覧会にと欠かないというのをあなたのほうではお調べができておるか。私は世界のいろいろな飛行場を見ても、あれは非常に狭いと考えておる。私は東京でもあまり広いと思っておらぬ。大阪の伊丹飛行場はあれでけっこうだ、間に合うというその根拠をひとつお示しをいただきたい。根拠なく、ただ思ふとかんとかいふようなことじゃわれわれは承服できない。これで十分やれるという根拠があるのなら、それをひとつ御説明願いたい。

○説明員(町田直君) 今後の飛行機の増加の趨勢と、それに対する滑走路、誘導路その他の能力というものを検討いたしましたして、それによって申し上げておる次第でございます。
○赤間文三君 どういう根拠か、その根拠を言ってください。間に合うというその根拠を言ってください。

○委員長(村上春蔵君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(村上春蔵君) 速記を始めて。
○国務大臣(三木武夫君) これは赤間さんの御指摘もつともな点が私はあると思っております。大阪の伊丹空港は地理的にも狭いし、いろいろな施設も国際水準からみると非常におくれていますから、これはやはり政府としても万国博覧会もございまして、そういうことで、一体伊丹飛行場というのに対して、万国博覧会等にもらみ合わせて、どのようにこれに対処していくかということは、政府内部でひとつ研究してみたいと思っておりますので、ここでもまあ監理部長というよりは、やはり政府内部の問題だと思っておりますので、研究をいたすことにいたします。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、

本調査は本日のところこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君) それでは、これより土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案の討論に移ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○永岡光治君 私は日本社会党を代表いたしましたして、附帯決議を付しまして、本案に賛成をいたします。

本法案の趣旨である土地、建物の計量単位の統一というものは昭和三十三年の法律によりまして、昭和四十一年三月末まで延期をするというところになっておりました。この法律に基づいて、四月一日から実施をするというたまたまのものと出された法律と理解するのであります。ただ、しかし今日まで尺貫法が併用されてきましたその裏には、国民生活の中に、少なくとも土地、建物についての計量単位についてメートル法にかえることについて、まだまだなじまないものがあつたであろうと私は想像するのであります。しかるがゆえに、大正十年に度量衡法が改正になりましたから、昭和四十一年の三月まで、この長い期間かかってやっとここで統一を完了するという結果になったものと思ふのであります。私どもこの法案に賛成するにあたりましては、なお国民層の中の相当部分、特に大工の業者や、あるいはまた土地、建物取引業者等々の立場を考えますと、いささかまだ不満はあるわけでありまして、その不満を抱きつつも、この際政府の考えているように、メートル法に統一をして、ここで新しい出発をしたいというお気持ちがあるようでありますから、それに賛成をするということになったわけでありまして、つきましては、まだ国民の相当部分がこれになじまないという責任の一端は政府にも私はあると思ふのであります。今日長期にわたりまして依然としてなじまない原因は、政府がPRあるいは啓蒙宣伝をしないという、こういう責任にもあつ

ただらうと思つておりました。したがって、そのことに反省をいたしまして、いよいよ四月一日から踏み切るということになりますれば、通産省、法務省を中心いたしましたして、この啓蒙宣伝には一段と力を注いでいただきたいことを特に要望するものであります。

しかも、第二点といたしましては、これは違反いたしましたと刑罰を科せられることになっておりますが、いやしくもこの刑罰規定の適用、運用にあたりましては、この精神に基づきまして、十分ひとつ慎重な配慮を行なつて、むしろそのことを啓蒙宣伝のほうに、指導行政という立場に立つての運用をしていただきたいことを、特段にこれは申し上げまして賛成いたしたいと思つたのです。

ついでには附帯決議案を申し上げますが、これは各党共同提案というになりましたので、さよう御理解をいただきましたと思つた。その案文を讀み上げます。

附帯決議案

本法施行に当り、政府は、永年にわたり尺貫法が国民生活に浸透している実情にかんがみ、坪を平方メートルに改めることによる不便、混乱を極力少なくし、メートル法への移行を円滑にするため、その周知徹底、指導啓蒙を強力に実施すべきである。

以上であります。

○委員長(村上春蔵君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春蔵君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました永岡君提出の附帯決議案を議題といたします。永岡君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春蔵君) 総員挙手。全会一致と認めます。よつて、永岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、三木通産大臣から発言を求められております。この際これを許します。三木通産大臣。

○国務大臣(三木武夫君) ただいま永岡君から御説明のありました各党共同の決議案に対しては、その趣旨を尊重いたしました。啓蒙、宣伝、あるいは刑罰の運用について慎重を期することにしたと考へます。

○委員長(村上春蔵君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

昭和四十一年三月十五日印刷

昭和四十一年三月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局